

平成 25 年 9 月 20 日

神石高原町議会議長 木野山 孝志 様

神石高原町決算特別委員会  
委員長 藤田 晃 己

## 決算特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第 77 条の規定によりつぎのとおり報告します。

### 1. 審査経過

#### (1) 審査期間及び出席委員数

平成 25 年 9 月 9 日 13 人

平成 25 年 9 月 10 日 13 人

平成 25 年 9 月 11 日 13 人

平成 25 年 9 月 12 日 12 人

#### (2) 説明員 町長・副町長・会計管理者・総務課長・関係所管職員

### 2. 審査意見等

- (1) 財政力向上への取組強化について
- (2) 滞納対策の更なる充実について
- (3) 生活交通確保対策の総合的な検討について
- (4) 公共施設の精査と委託料の適正化について
- (5) 町立病院の充実について

### 3. 審査結果

#### (1) 議案第 84 号平成 24 年度神石高原町一般会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

#### (2) 議案第 85 号平成 24 年度神石高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(3) 議案第 86 号平成 24 年度神石高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(4) 議案第 87 号平成 24 年度神石高原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(5) 議案第 88 号平成 24 年度神石高原町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した

(6) 議案第 89 号平成 24 年度神石高原町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(7) 議案第 90 号平成 24 年度神石高原町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(8) 議案第 91 号平成 24 年度神石高原町総合開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(9) 議案第 92 号 平成 24 年度神石高原町分収育林事業特別会計歳入歳出決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(10) 議案第 93 号 平成 24 年度神石高原町病院事業会計剰余金の処分及び決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上

## 委員長口述書

決算特別委員会における審査経過の概要について、ご報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月3日に提出され、本委員会に審査を付託された、「議案第84号 平成24年度神石高原町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第85号 平成24年度神石高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ほか7特別会計及び「議案第93号 平成24年度神石高原町病院事業会計剰余金の処分及び決算認定について」の10件であります。

審査経過であります。平成25年9月9日から平成25年9月12日までの4日間、町長、副町長、会計管理者、総務課長及び関係所管課職員から、決算書及び成果に関する報告書に基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料等の提出を求め、審査いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

最初に、決算全般について、審査の過程で、各委員から指摘された事項のうち、本委員会として集約した意見・指摘を述べさせていただきます。

平成24年度神石高原町一般会計及び8特別会計の歳出の決算額は149億8,681万6,000円余りで、実質収支につきましては全会計黒字決算でございます。

また、町長の政策課題の1つである債務の解消については、繰上償還などの実施により、決算カードによる平成24年度実質公債費比率は13%となっており、年々改善されてきております。

このことは、町長を始めとした職員の努力の結果であり、高く評価されるものであります。

しかしながら、本町の財政構造を鑑みますとき、町長も申されているとおり、財政力指数は県下で極めて低位に位置せざるを得ない状況であり、なお、財政力は低下傾向にあります。

今後の財政運営においても、引き続き町長の大胆な英断と職員の広範な英知が結集された施策を強く望むものであり、議会といたしましてもその一翼

を担えればと願うものであります。

なお、委員から、一部職員の財政意識の欠落を指摘する意見もありましたので申し添えます。

第2点目といたしましては、町税、使用料及び手数料などの収納実績についてみますと、県下ではトップ水準にあり、嘱託員の設置などを含めて関係職員の努力が認められます。

残念ながら、昨年と比べると収納率の低下と滞納額の増加が見られます。使用料についても滞納額が増加しており、引き続き滞納対策に努められることを望みます。

第3点目といたしましては、高齢化が進む本町にありましては町民の生活交通確保対策が重要な課題となっております。公共交通、生活交通、福祉交通、スクールバスの運行といった施策が複数の部署で実施されております。

それぞれの行政目的で実施されていることは存じますが、施策、路線によっては極端に効率の悪いものも見受けられます。

関係所管課が連携を図り、効率的で住民のニーズに合った施策となるよう、検討されることを望みます。

産業振興、雇用対策、定住対策などの施策においても同様の検討が必要であろうかと考えます。

第4点目といたしましては、一般質問等において質疑させていただいております、公共施設や事業における指定管理を含む委託料についてであります。

合併8年を経過しても、なお旧町村の例を踏襲しているものが見受けられます。

施設・事業の要・不要も含めて、詳細な精査と委託基準を明確にした委託料の積算をされるよう強く望むものであります。

また、併せて公共施設の耐震についても早急に方針を決定され、適切な対応を望むものであります。

最後に、5点目ではありますが、町立病院の運営についてであります。

町立病院事業は、申し上げるまでもなく町民が安心して暮らすための重要な事業でございます。

本町の医療をめぐる情勢は、極めて厳しいものがありますが、開設からの5年間で精査され、本町の実態、利用者の実情に即した医療体制について十

分なる検討のうえ，指定管理者との連携を密にし，医療の充実に努められることを強く望みます。

審査の結果であります，議案第 84 号から議案第 93 号のすべての案件は，原案のとおり認定すべきものと出席委員の総意により決しました。

以上をもちまして，本委員会の報告を終わります。